

平成 25 年度版 A F P テキスト 改正のお知らせ

平成 25 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、該当ページには、平成 25 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

<金融資産運用設計>

1. 個人向け国債（10 年満期）および個人向け国債（5 年満期）の発行頻度が変わります。

個人向け国債（10 年満期）および個人向け国債（5 年満期）は、2013（平成 25）年 12 月募集以降、毎月募集・発行となります。

該当ページ P51～52

<ライフプランニング>

1. 国の教育ローン（教育一般貸付）の融資要件が変更されました。

<改正後>

子どもの人数（注）	世帯収入（所得）
1 人	<u>990 万円（770 万円）・・・I</u>
2 人	
3 人	990 万円（770 万円）
4 人	1,090 万円（860 万円）

（注）「子どもの人数」とは、申込者が扶養している子どもの人数をいう。年齢、就学の有無を問わない。5人以上の場合は、問い合わせが必要となる。

上記表中 I に該当する者は、次の(1)～(10)のいずれかひとつに該当すること

- (1) 勤続（営業）年数が 3 年未満
- (2) 居住年数が 1 年未満
- (3) 返済負担率（借入金年間返済額／年収）が 30% 超
- (4) 借入申込人またはその配偶者が単身赴任
- (5) 親族などに要介護・要支援認定者がいて、その介護費用を負担
- (6) 親族などに高額療養費等の公的医療助成制度の利用者がいて、その療養費用を負担
- (7) 世帯のいずれかの者が自宅外通学者
- (8) 今回の融資が海外留学資金
- (9) 世帯年収に占める在学費用の負担率が 30% 超
- (10) 世帯年収に占める「在学費用＋住宅ローン」の負担率が 40% 超

該当ページ P134 参考

<リタイアメントプランニング>

1. 産前・産後の休業期間の健康保険料および厚生年金保険料の納付が免除されます。

育児休業期間中の健康保険料および厚生年金保険料は、被保険者・事業主ともに納付が免除されていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降は産前・産後の休業期間においても同様に納付が免除されます。

該当ページ P22、P78

2. 若年者の保険料納付猶予制度の適用期限が延長されます。

若年者の保険料納付猶予制度は、平成 17 年 4 月から平成 27 年 6 月までの時限措置とされていますが、この制度の適用期限が 10 年延長され平成 37 年 6 月までとなります。

該当ページ P77

3. 障害給付・遺族給付における保険料納付要件の特例の適用期限が延長されます。

障害給付・遺族給付における保険料納付要件の特例として、初診日または死亡日が平成 28 年 4 月 1 日より前であれば、直近 1 年間の保険料納付実績をもって保険料納付要件を満たしたものとみなされますが、この特例の適用期限が 10 年延長され平成 38 年 4 月 1 日より前までとなります。

該当ページ P121、P123、P127、P131

<参考>平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月の公的年金の年金額等

平成 25 年度の年金額は、物価スライド特例の解消を目的として平成 25 年 10 月に 1.0% 引き下げられました。平成 25 年 10 月以降の年金額等は次のとおり。

	平成 25 年 4 月 ～平成 25 年 9 月	平成 25 年 10 月 ～平成 26 年 3 月	主な該当ページ
老齢基礎年金（満額）	786,500 円	778,500 円	P87、88、101、104
老齢厚生年金：加給年金 （配偶者）	226,300 円 ～393,200 円	224,000 円 ～389,200 円	P100
老齢厚生年金：加給年金 （子 2 人目まで）	226,300 円	224,000 円	P100
老齢厚生年金：加給年金 （子 3 人目以降）	75,400 円	74,600 円	P100
障害基礎年金（1 級）	983,100 円	973,100 円	P122
障害基礎年金（2 級）	786,500 円	778,500 円	P122
障害基礎年金：子の加算 （子 2 人目まで）	226,300 円	224,000 円	P122
障害基礎年金：子の加算 （子 3 人目以降）	75,400 円	74,600 円	P122
障害厚生年金：配偶者の加算	226,300 円	224,000 円	P124

障害厚生年金：障害等級 3 級の 最低保障額	589,900 円	583,900 円	P124
遺族基礎年金	786,500 円	778,500 円	P128
遺族基礎年金：子の加算 (子 2 人目まで)	226,300 円	224,000 円	P128
遺族基礎年金：子の加算 (子 3 人目以降)	75,400 円	74,600 円	P128
遺族厚生年金：中高齢寡婦加算	589,900 円	583,900 円	P133
物価スライド率	0.978	0.968	P98

<相続・事業承継設計>

1. 株式保有特定会社の株式保有割合が変更されました。

株式保有特定会社の総資産中に占める株式保有割合が、平成 25 年 5 月 27 日以後、次のように変更されました。

<改正後>

②「株式保有特定会社」

株式保有特定会社とは、総資産中に占める株式保有割合（相続税評価額ベース）が50%以上の会社です。

基準 規模	株式・出資の価額 総資産価額	(相続税評価額 による)	} → 株式保有特定 会社に該当
	<u>50%以上</u>		
大会社			
中会社 小会社			

該当ページ P163

以上